

「税外債権に関する実態調査」結果について

総務部税務・債権管理課

I 調査の概要

1 調査目的

本調査は、税外未収金に対する全庁的な取組の枠組みを構築するにあたり、各債権の管理状況等を把握し、また、課題の整理を行うことを目的として実施した。

2 調査期間

調査票調査 : 平成24年6月4日～6月21日
平成24年10月12日～10月26日（追加調査）
ヒアリング調査 : 平成24年7月3日～20日

3 調査対象及び対象所属

対 象 : 県の保有する税外債権（一般会計、特別会計、企業会計）
対象所属 : 平成23年度決算における税外未収金を所管する本庁所属（課）

4 調査方法

対象所属に対して調査票調査を実施するとともに、ヒアリング調査（抽出調査）を実施した。

5 調査内容

調査票調査 : 未収金額、件数などの決算数値、法的根拠、回収方法、問題点等
ヒアリング調査 : 債権管理方法の実態確認、先進事例の把握等

6 調査対象数

調査票調査数 76債権
ヒアリング調査数 30債権（39.5%）（金額ベースの抽出率 99.3%）
（未収金額500万円以上の債権を抽出）

Ⅱ 調査結果

1 税外未収金の状況

税外未収金は、平成23年度決算で6,652百万円である。債権を法的な性格の違いから「強制徴収公債権¹」「非強制徴収公債権²」「私債権³」の3つに区分すると、金額ベースで「私債権(4,336百万円, 65.2%)」が最も多く、次いで「強制徴収公債権(2,199百万円, 33.1%)」、「非強制徴収公債権(117百万円, 1.7%)」と続く。(表1)

各区分の中で、未収金額が1,000万円以上ある債権の割合が高いのは貸付金が属する私債権(45.5%)、次いで強制徴収公債権(29.4%)、非強制徴収公債権(6.6%)である。

(表2)

表1 税外未収金の状況

		総計	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
H23 年度未収金額	(百万円)	6,652	2,199	117	4,336
	割合(%)	100	33.1	1.7	65.2
現年度(百万円)	417	188	10	219	
過年度(百万円)	6,235	2,011	107	4,117	
主なもの			産廃行政代執行費(2,075)、 放置違反金(37)、 児童措置費負担金(32)	生活保護費返還金(85)、 恩給・扶助料過払金(9)	高度化資金貸付金(3,206)、 母子及び寡婦福祉資金貸付金(405)、 県立病院使用料等(137)
H23 年度不納欠損額 ^(※1) (百万円)		48	12	2	34
未収金のある債権の数		76	17	15	44

(※1)・「H23 年度不納欠損額」は調査対象債権分を集計した金額であり、調査対象外債権(23年度の不納欠損により未収金額がゼロになった債権)は含まれないため、決算額とは一致しない。

・県立病院使用料等(病院事業会計)の不納欠損額は、「会計上の減額処理」額を計上している。

表2 未収金額別の状況

	総数		強制徴収公債権		非強制徴収公債権		私債権	
	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)
未収金額								
100万円 未満	31	40.8	7	41.2	7	46.7	17	38.6
100万円 以上 ~1,000万円 未満	19	25.0	5	29.4	7	46.7	7	15.9
1,000万円 以上	26	34.2	5	29.4	1	6.6	20	45.5
計	76	100.0	17	100.0	15	100.0	44	100.0

¹ 強制徴収公債権 …公債権のうち、個々の法令により強制徴収手続が規定されている債権

² 非強制徴収公債権 …公債権のうち、個々の法令で強制徴収手続が規定されていない債権

³ 私債権 …主に行政庁と相手方が両当事者の合意に基づいて発生する債権

(未収金の内容)

未収金総額(6,652百万円)の1%弱(63百万円)が、居所等が不明で主債務者と連絡がとれない債権である。

私債権の未収金(4,336百万円)のうち、およそ半分(49.1%)の2,130百万円が10年以上経過している長期滞納である。(表3)

表3 未収金の内容

	総数	強制徴収 公債権	非強制徴収 公債権	私債権
H23年度未収金のうち				
居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの(百万円)	63	8.1	0.3	54.7
10年以上経過の私債権(百万円)	2,130			2,130

2 債権の管理状況

1 債権管理に関する事項

(債権の管理方法)

債権を効率的に管理するための方法の一つとして、債権管理簿を使用した管理がある。債権管理簿とは、滞納者の収納状況や県からの督促・催告・時効の状況等を記録・整理するものであり、その作成については法令や条例・規則での定めはない。

「債権管理簿を使用した管理」を行っている債権は66件、86.8%、管理する件数が少ないことから「債権管理簿を使用せず個別管理」している債権は10件、13.2%である。(表4)

債権管理簿を使用した管理を行い、「おおむね最新の状態」にしていると回答した債権は59件、77.6%である。(表4)

債権管理簿をデータ管理又は紙・データ両方で管理している債権は39件、59.1%、紙のみで管理している債権は27件、40.9%である。未収金額が少ない債権ほど紙のみ、多い債権ほどデータ又は紙・データ両方で管理している傾向がある。(表5)

表4 債権の管理方法

	債権数	割合(%)
債権管理簿を使用した管理	66	86.8
おおむね最新の状態	59	77.6
一部最新の状態ではない	7	9.2
債権管理簿を使用せず個別管理	10	13.2

表5 債権管理簿の管理媒体

	総数		未収金額					
			100万円未満		100～1000万円		1000万円以上	
	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)
紙	27	40.9	14	63.6	9	50.0	4	15.4
データ管理	14	21.2	1	4.6	2	11.1	11	42.3
紙・データ 両方	25	37.9	7	31.8	7	38.9	11	42.3

(債権管理に関する会議)

債権管理に関する会議を開催している債権は、41件、54.0%である。(表6)

健康福祉部、旧農水商工部で、部全体の会議を定期的実施しており、開催形態が「部局内」と回答した債権が30件、73.2%、開催頻度も「定期」と回答した債権が34件、82.9%と最も多くなっている。(表7)(表8)

また、徴収目標額を設定している債権は、約2割(15件、19.7%)である。(表9)

表6 開催状況

	債権数	割合 (%)
開催している	41	54.0
開催していない	35	46.0

表7 開催形態

	債権数	割合 (%)
部局内	30	73.2
本庁課内	2	4.9
本庁課と地域機関	8	19.5
その他	1	2.4

表8 開催頻度

	債権数	割合 (%)
定期	34	82.9
不定期	6	14.7
その他	1	2.4

表9 徴収目標額の設定

	債権数	割合 (%)
設定している	15	19.7
設定していない	61	80.3

2 収納状況に関する事項

23年度に現年度発生がある50債権の収納状況については、「おおむね期限内収納」の債権が39件、78.0%と最も多く、次いで「ほとんどが期限後収納」の債権が8件、16.0%、「半分程度」が3件、6.0%である。

「ほとんどが期限後収納」と回答した債権は、現年度発生分以外に過年度発生未収金があるため、回収しても過年度発生未収金に充当している債権や過払い金の返還金のように単発で発生する債権である。(表10)

表10 現年度発生分の収納状況

	債権数	割合(%)
おおむね期限内収納	39	78.0
半分程度	3	6.0
ほとんどが期限後収納	8	16.0

3 未収金に関する事項

未収金のうち「おおむね過年度債権」である債権は、59件、77.6%である。(表11)

1件あたりの未収金額(平均額)が「10万円未満」の債権が33件、43.4%と最も多く、次いで「50万円以上」が25件、32.9%、「10万円以上50万円未満」が18件、23.7%である。債権区分別にみると、公債権では1件あたりの未収金額が少なく、私債権では多い傾向にある。(表12)

表11 過年度債権の占有状況

	債権数	割合(%)
おおむね過年度債権	59	77.6
半数程度	2	2.6
ほとんどなし	15	19.8

表12 1件あたりの未収金額(平均額)

	総数		公債権 (強制+非強制)		私債権	
	債権数	割合	債権数	割合	債権数	割合
50万円以上	25	32.9	6	18.7	19	43.2
10万円以上50万円未満	18	23.7	8	25.0	10	22.7
10万円未満	33	43.4	18	56.3	15	34.1

4 債権回収に関する事項

(督促・延滞金等)

23年度において、対象者(調定)のすべてに督促⁴をしている債権は、22件、53.7%、督促すべきものがあるが未実施のものがある債権は19件、46.3%である。未実施の主な理由は、納付者が所在不明のため、分割納付(交渉)中のため、ケースワークへの影響懸念のためである。(表13)

督促状の発付時期を規定している債権は、約半数(41件、54.0%)である。(表14)

規定内容は納期限後20日~2ヶ月と幅はあるものの、23年度現年度発生分について督促をした債権のうち37件、90.3%の債権が督促を「納期限到来後、速やかに実施」していると回答している。(表15)

催告⁵を「定期的に実施」している債権はおよそ半数(32件、51.6%)である。(表16)

催告を「文書」「電話等通信手段」「実地調査(直接督促)」の3種類を組み合わせで行っている債権はおよそ7割(42件、67.7%)、次いで「文書のみ」が10件、16.1%、「文書」「電話等通信手段」の2種類で行っている債権が8件、12.9%である。(表17)

なお、債務者との面会をあえて避け、文書のみで成果をあげている債権(貸金債権)もあり、債権の状況ごとに催告手段を選択している。

延滞金等の徴収手続について、完納時に通知をしている債権は39件、57.4%、完納時に通知をしていない債権は29件、42.6%である。完納時に通知をしていない主な理由は、公債権においては政策的配慮のため、私債権においては徴収の規定がないためである。(表18)

表13 督促の実施状況(23年度)

	債権数	割合(%)
すべて督促している	22	53.7
督促すべきものがあるが未実施のものがある	19	46.3

督促すべきものがない 35

表14 督促状の発付時期

	債権数	割合(%)
規定あり	41	54.0
規定なし	35	46.0

⁴ 個別法、地方自治法第231条の3第1項又は第240条第2項及び同法施行令第171条に規定する「債務者がその納付の期限を過ぎても、なお、その債務を履行しない場合に期限を指定してその納付を催告する行為」(松本英昭著『新版逐条地方自治法第6次改訂版』,786頁)。法令による督促は時効中断の効力を有する。(地方自治法第236条第4項)

⁵ 債務者に対して債務の履行を請求する行為全般

表15 督促(催告)状況 ※現年度発生分

	債権数	割合(%)
納期限到来後、速やかに実施	37	90.3
一定期間分をまとめて実施	4	9.7

該当なし 35

表16 催告状況 ※過年度発生分

	債権数	割合(%)
定期的実施	32	51.6
年2回(半年に1回は実施)	5	8.1
その他(必要に応じて随時、など)	25	40.3

該当なし 14

表17 催告方法

	債権数	割合(%)
「文書」のみ	10	16.1
「文書」+「電話等通信手段」	8	12.9
「文書」+「電話等通信手段」+ 「実地調査(直接督促)」	42	67.7
その他	2	3.3

該当なし 14

表18 延滞金、遅延損害金(違約金)の徴収手続の状況

	総数		公債権 (強制+非強制)		私債権	
	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)	債権数	割合(%)
完納時に通知をしている	39	57.4	14	48.3	25	64.1
完納時に通知をしていない	29	42.6	15	51.7	14	35.9

通知不要 8

(時効中断)

23年度において、時効中断措置(督促を除く。)の実施状況については、すべての滞納者に措置を講じている債権は32件、42.1%、一部措置を講じていないものがある債権は44件、57.9%である。時効中断措置を講じていない理由は、納付者が行方不明である、時効期限までに期間の余裕があるなどである。(表19)

講じた時効中断措置の主な事由は、「一部納付」、「承認(一部納付を除く。)」 「差押え、仮差押え及び仮処分」である。

表19 時効中断措置（督促を除く。）の実施状況(23年度)

	債権数	割合(%)
すべて措置を講じている	32	42.1
一部措置を講じていないものがある	44	57.9

(法的措置)

法的措置（強制徴収⁶、強制執行⁷）の実施状況については、すべての滞納者に実施している債権は16件、21.1%、実施していないものがある債権は60件、78.9%である。（表20）

法的措置を講じていない理由は、分割納付中のため、ノウハウがないため、換価できる財産がないあるいは財産が不明なためなどである。

表20 法的措置（強制徴収・強制執行）の実施状況

	債権数	割合(%)
すべての滞納者に実施している	16	21.1
実施していないものがある	60	78.9

(履行期限延長)

履行期限延長の実施事例がある債権は11件、14.5%である。（表21）

履行期限延長には、地方自治法施行令第171条の6に規定する履行延期の特約等（非強制徴収公債権、私債権）、地方税法第15条に規定する徴収猶予又は同法第15条の5に規定する換価の猶予（強制徴収公債権）のほか、法律上の履行期限延長ではないものの、債務者の経済状況等に鑑み、債務者に分割納付誓約書を提出させ、弁済計画に則った弁済の継続を条件として、自治体が事実上法的手続きを猶予する（期限の利益は付与しない）ということが実務上行われている。

表21 履行期限延長

	債権数	割合
実施事例あり	11	14.5
実施事例なし	65	85.5

⁶ 地方税の滞納処分の例により処分すること（内閣府 平成24年2月『公金の債権回収業務』, 10頁）

⁷ 司法機関（裁判所）が債権者の申し立てにより、請求権の目的である給付を強制的に実現させることを目的とする法律上の手続き（内閣府 平成24年2月『公金の債権回収業務』, 11頁）

5 回収委託の状況

23 年度において、弁護士へ一定の要件を満たす債権を回収委託しているのは、次の3債権である。(表 22)

雇用経済部 中小企業高度化資金貸付金
病院事業庁 県立病院使用料等
教育委員会 高等学校授業料未収金

表22 弁護士への回収委託状況

	債権数	割合(%)
委託している	3	4.0
過去に委託していたことがある	3	4.0
委託したことがない	70	92.0

23 年度において、債権回収会社⁸へ一定の要件を満たす債権を回収委託しているのは、次の3債権である。(表 23)

なお債権回収会社が管理及び回収できる債権は、「債権管理回収業に関する特別措置法」で特定金銭債権（貸付債権等）に限定されている。

健康福祉部 母子及び寡婦福祉資金貸付金
雇用経済部 中小企業設備近代化資金貸付金
教育委員会 高等学校等修学奨学金返還金

表23 債権回収会社への回収委託状況

	債権数	割合(%)
委託している	3	4.0
過去に委託していたことがある	1	1.3
委託したことがない	72	94.7

6 債権整理に関する事項

徴収停止などの基準を策定している債権は、33件、43.4%である。策定している債権は徴収管理事務取扱要綱を部で策定している健康福祉部の債権のほか、未収金額が多い債権で策定している傾向にある。(表24)

何らかの形で債権免除を規定している債権は24件、31.6%である。同様に未収金残高が多い債権で規定している傾向にある。(表25)

⁸ 弁護士法の特例として法務省の許可を受けて特定金融債権の管理や回収を業として行うことができる民間株式会社

表24 徴収停止などの基準策定状況

	総数		未収金額					
			100万円未満		100～1000万円		1000万円以上	
	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)
策定している	33	43.4	8	25.8	6	31.6	19	73.1
策定していない	43	56.6	23	74.2	13	68.4	7	26.9

表25 債権免除規定

	総数		未収金額					
			100万円未満		100～1000万円		1000万円以上	
	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)
規定あり	24	31.6	2	6.5	7	36.8	15	57.7
規定なし	52	68.4	29	93.5	12	63.2	11	42.3

(不納欠損)

不納欠損の実施事例がある債権は25件、32.9%である。公債権における「実施事例あり」の割合が私債権に比べ高くなっている。(表26)

公債権の場合は、時効完成により債権が消滅するが、私債権の場合は、「時効の援用⁹」がなされないと債権として残ることとなる。

表26 不納欠損

	総数		公債権 (強制+非強制)		私債権	
	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)	債権数	割合 (%)
実施事例あり	25	32.9	15	46.9	10	22.7
実施事例なし	51	67.1	17	53.1	34	77.3

(債権放棄)

すべての債権で債権放棄の実施事例がない。(表27)

債権放棄は、地方自治法第96条第1項第10号¹⁰により、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定め(免除規定など)がある場合を除くほか、議会の議決が必要である。

表27 債権放棄

	債権数	割合
実施事例あり	0	0.0
実施事例なし	76	100.0

⁹ 時効によって利益を受ける者(援用権者)が時効が成立したことを主張すること。

¹⁰ 地方自治法第96条第1項抜粋

「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」

「十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」

3 これまでの取組（先進事例）

○ 部内共通の横断的なマニュアルの作成

健康福祉部では、部が所掌する債権の未収金徴収事務に係る、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の三区分別横断的なマニュアル（手引き）を作成し、担当課はそれに基づき徴収事務を行っている。（H6 旧福祉部作成）

○ 弁護士に回収業務を委託

（雇用経済部（H15～中小企業高度化資金貸付金）、教育委員会（H17～高等学校授業料未収金）、病院事業庁（H19～県立病院使用料等））

○ 民間債権回収会社に回収業務を委託

（健康福祉部（H18～母子及び寡婦福祉資金貸付金）、雇用経済部（H18～中小企業設備近代化資金貸付金）、教育委員会（H20～高等学校等修学奨学金返還金））

○ 支払督促の実施

（県土整備部（県営住宅）、教育委員会（高等学校授業料未収金、高等学校等修学奨学金返還金）、企業庁（工業用水使用料金）、病院事業庁（県立病院使用料等））

○ 法的措置（支払督促を除く。）の実施

（環境生活部（産業廃棄物行政代執行費用）、雇用経済部（中小企業高度化資金貸付金、中小企業設備近代化資金貸付金、サアリア使用料）、県土整備部（県営住宅）、教育委員会（恩給・扶助料過払金）、警察本部（放置違反金）、病院事業庁（県立病院使用料等）など）

4 課題等

- 税外収入通則条例や会計規則に債権管理に関する規定がなく、統一的な取扱方針が定められていないことなどから、督促手続や延滞金などの処理に不十分なものがあり、新たな規定の制定など事務処理を統一すべきものがある。
- 長期滞納債権には、債務者等が居所不明等のため回収が困難となっているものや、分納額が僅少のため完済までに長期間を要しているものがある。
- 民事訴訟や支払督促等の活用が進んでいる債権もある一方、徴収を進めるためのノウハウ等の蓄積がなく、滞納者や連帯保証人への追跡や法的整理がなされないまま長期間経過している場合がある。
- 私債権や非強制徴収公債権の場合、調査権がないため財産調査等が困難である。
- やむを得ず時効期間が経過してしまった場合、公債権は時効期間の経過のみで消滅するが、私債権は時効期間が経過しても債務者から時効の援用がなければ消滅しないので長期間債権の管理を行っているものが多い。
- 回収可能性と回収コスト等を考慮した、不納欠損や債権放棄に関する全庁的な基準が整理されていない。
- 毎年度の未収金徴収目標額が設定されていない債権が多い。

(参考) 部局別 税外未収金一覧
《 総 括 表 》

(金額単位：百万円)

平成 24 年度 部局名		平成 23 年度未収金額		
		現年度分	過年度分	合計
一般会計		268	2,449	2,718
総務部		0.03	-	0.03
健康福祉部		36	207	244
環境生活部		199	1,906	2,105
農林水産部		-	62	62
雇用経済部		-	47	47
県土整備部		5	110	116
出納局		-	6	6
教育委員会		21	75	96
警察本部		4	32	37
特別会計		149	3,647	3,796
健福	母子及び寡婦福祉資金貸付事業	40	365	405
	小児心療センターあすなろ学園事業	2	2	4
農林水産	就農施設等資金貸付事業等	1	46	47
	地方卸売市場事業	-	5	5
	林業改善資金貸付事業	6	14	20
	沿岸漁業改善資金貸付事業	-	30	30
雇経	中小企業者等支援資金貸付事業等	99	3,182	3,281
企業会計			137	137
企業庁			0.6	0.6
病院事業庁			137	137
合計		417	6,235	6,652

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計は一致しない場合がある。

また、金額百万円未満のものについては小数で表示。

※防災対策部、戦略企画部及び地域連携部は未収金なし。

税外未収債権一覧 (76債権)

(金額単位：百万円)

平成 24 年度 部局名	会計名	債権名	平成 23 年度未収金額		
			現年度分	過年度分	合計
総務部	一般会計	庁舎電気・電話使用料分担金	0.03	-	0.03
健康福祉部	一般会計	生活保護費返還金	7	77	85
	一般会計	介護福祉士等修学資金貸付金	-	0.1	0.1
	一般会計	高齢者住宅整備資金貸付金	-	28	28
	一般会計	障がい児入所施設措置費保護者等負担金	2	18	20
	一般会計	障害者住宅整備資金貸付金	-	18	18
	一般会計	心身障害者扶養共済事業負担金	0.7	11	12
	一般会計	心身障害者扶養共済過払年金返納金	0.06	0.2	0.3
	一般会計	知的障害者施設入所者負担金	-	2	2
	一般会計	福祉手当返還金	-	0.4	0.4
	一般会計	特別障害者手当返還金	-	0.3	0.3
	一般会計	看護師等修学資金貸付金	0.5	3	3
	一般会計	医師修学資金貸付金	15	4	19
	一般会計	健康管理手当返還金	0.03	-	0.03
	一般会計	国児学園保護費負担金	0.2	2	2
	一般会計	児童扶養手当返還金	1	13	14
	一般会計	未熟児養育医療自己負担金	0.5	0.4	0.9
	一般会計	児童措置費負担金	6	25	32
	一般会計	草の突りハビリテーションセンター使用料	0.03	0.2	0.2
	一般会計	草の突りハビリテーションセンター保護費負担金	0.01	0.2	0.2
	一般会計	児童入所施設措置費返還金	0.3	-	0.3
一般会計	ひとり親家庭等日常生活支援事業利用料	-	0.003	0.003	
特別会計	母子及び寡婦福祉資金貸付金	40	365	405	
特別会計	あすなろ学園患者使用料及び手数料	2	2	4	
環境生活部	一般会計	機器購入に係る弁償金	29	-	29
	一般会計	専修学校又は各種学校入校者補助金返還金	-	0.1	0.1
	一般会計	妊産婦出産費補助金返還金	-	0.06	0.06
	一般会計	民法第702条に基づく事務管理費用	-	0.5	0.5
	一般会計	産業廃棄物不適正処分に係る行政代執行費用	170	1,905	2,075
農林水産部	一般会計	損害賠償金弁償金	-	60	60
	一般会計	契約解除に伴う違約金	-	0.2	0.2
	一般会計	過払前払金遅延利息	-	0.05	0.05
	一般会計	契約解除に伴う前払金返還利息	-	0.5	0.5
	一般会計	前払金返還遅延利息	-	0.5	0.5
	特別会計	農業改良資金貸付金及び違約金	1	46	47
	特別会計	旧三重県中央卸売市場市場電気水道料	-	1	1
	特別会計	旧三重県中央卸売市場市場施設使用料	-	4	4
	特別会計	林業・木材産業改善資金貸付金	6	14	20
特別会計	沿岸漁業改善資金貸付金	-	30	30	

(金額単位：百万円)

平成 24 年度 部局名	会計名	債権名	平成 23 年度未収金額		
			現年度分	過年度分	合計
雇用経済部	一般会計	中小企業従業員住宅家屋貸下料	-	19	19
	一般会計	中小企業従業員住宅家屋貸下料滞納処分費	-	23	23
	一般会計	サンアリーナ使用料	-	5	5
	特別会計	中小企業高度化資金貸付金	99	3,106	3,206
	特別会計	中小企業設備近代化資金貸付金	-	75	75
県土整備部	一般会計	違約金及び延納利息等	0.02	2	2
	一般会計	一般国道 23 号改築工事行政代執行費用	-	4	4
	一般会計	債務不履行に基づく損害賠償債権	-	1	1
	一般会計	損害賠償金弁償金	-	73	73
	一般会計	道路敷使用料	0.03	0.3	0.4
	一般会計	道路損傷復旧費用	0.1	0.05	0.2
	一般会計	河川使用料	0.3	0.9	1
	一般会計	海岸使用料	-	0.04	0.04
	一般会計	海岸管理費負担金	-	2	2
	一般会計	地所貸下料	0.1	0.2	0.3
	一般会計	岸壁荷揚場その他使用料	1	2	4
	一般会計	県営住宅使用料	1	12	14
	一般会計	損害賠償金(県営住宅)	1	7	9
	一般会計	県営住宅駐車場使用料	0.03	1	1
一般会計	県営住宅目的外使用料	-	0.1	0.1	
出納局	一般会計	損害賠償金弁償金	-	6	6
教育委員会	一般会計	高等学校等修学奨学金返還金	16	37	54
	一般会計	高等学校授業料未収金	-	3	3
	一般会計	報酬及び通勤手当過支給分戻入	0.06	-	0.06
	一般会計	自動販売機等光熱水費負担金	0.1	-	0.1
	一般会計	恩給・扶助料過払い戻入未払金	-	9	9
	一般会計	手当等過年度戻入	0.1	-	0.1
	一般会計	学校施設弁償金	-	0.5	0.5
	一般会計	違約金及び延納利息	0.09	-	0.09
	一般会計	高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金	0.1	0.8	1
	一般会計	大学等進学資金貸付金	0.6	10	11
一般会計	高等学校等進学奨励金返還金	3	13	16	
一般会計	光熱水費負担金	0.005	-	0.005	
警察本部	一般会計	放置違反金	4	32	37
	一般会計	自動販売機等光熱水費負担金	0.09	-	0.09
企業庁	企業会計	工業用水道料金	-	0.6	0.6
病院事業庁	企業会計	県立病院使用料等	-	137	137

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計は一致しない場合がある。

また、金額百万円未満のものについては小数で表示。